

「国境なきテレビ指令」の改正について - 英国における国内法化の議論を中心に -
【報告の成果と課題】

市川芳治

2008年12月20日、標題のもと慶應EU研究会において報告の機会を得たので、以下、その成果と課題について検討する。

(1) 成果

「国境なきテレビ指令」を改正する「視聴覚メディアサービス指令」について、その特徴を取りまとめるとともに、日本で論議されるような、通信・放送分野という切り口のみではなく、EU法全体の枠組みから捉えた。

憲法的観点、著作権法など、メディアをめぐる法制が多岐に渡るなか、EC法の中核のひとつである自由移動に立脚する指令であることを改めて強調することで、ともすれば日本の事業法に引かれがちな理解を是正しつつ、実態を明らかにできたのではないかと考える。

また、国内法化を要求する「指令」であることを踏まえ、英国を事例に、どのような法的な課題が存在するのか、明らかにするよう努めた。

国内法化を議論するにあたっては、エンフォースメント機関に着目するアプローチをとったことで、今回の指令が持つ法的なテーマがかなりクリアになったのではないかと考える。

(2) 課題

報告後の質疑では、やはり日本法・制度に引き付けてのものが多かったが、他方、EUならではの側面に初めて気づかれる方も多かった。海外事例の引用は日本においてしばしば行われるが、その際に法曹関係者が意識すべきことを再確認させてくれたように思う。

また、報告の中身そのものについては、報告の直前にコミッションより各国の国内法制化の取り組み状況が発表されており、今後複数国をベンチマークとして追うことで、議論に深みを持たせていきたいと考えている。